



三重県公報

県章

昭和57年2月2日 火曜日 第11040号

目次

告示

- 町及び字の区域を設定及び変更する旨の届出 (地方課) 2
- 字の区域を設定及び変更する旨の届出 (同) 2
- 字の区域を変更する旨の届出 (同) 8
- 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録 (保険課) 8
- 木材業者及び製材業者の登録 (林政課) 9
- 保安林の指定をする予定である旨 (林業課) 9
- 漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めるための届出及びその漁業者調書の縦覧 (漁政課) 10
- 同件 (同) 11
- 道路の区域変更 (道路維持課) 11
- 道路の供用開始 (同) 19

選挙告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 (選挙管理委員会) 20
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 (同) 21
- 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨の公表 (同) 21
- 政治資金規正法の規定による指定団体の届出 (同) 23

公安委告示

- 道路交通法の規定に基づく交通規制等の一部改正 (公安委員会) 23

公告

- 土地改良区の設立認可申請を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第一課) 26
- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (同) 27
- 同件 (同) 27
- 土地改良区の定款変更の認可 (同) 27


 専長補佐

 主幹

 主査




- 土地改良事業の認可 (耕地第一課) 28
- 同件 (同) 28
- 土地改良区の解散命令 (同) 28
- 換地処分をした旨 (耕地第二課) 28
- 公用財産の用途廃止 (砂防課) 28
- 既設県営住宅空家補充入居希望者の募集 (建築課) 29
- 宅地建物取引業法第69条第1項の規定による公開の
 聴聞 (開発指導課) 29



三重県告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり町及び字の区域を設定及び変更する旨、同市長から届出があつた。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

- 1 四日市市あかつき台三丁目編入する区域
 四日市市萱生町字蛭谷707の1、707の11、山城町字高見881の35、字塩田1465の4、朝明町字猪垣2532の20
- 2 四日市市あかつき台五丁目とする区域
 四日市市あかつき台一丁目7の13、7の14、7の36から7の43まで、山城町字高見881の4、字塩田1456、1464の4、1465の3及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部、朝明町字猪垣2532の43
- 3 四日市市あかつき台六丁目とする区域
 四日市市山城町字塩田1413の1、1419の2、1464の1、1465の1、1534の1、1562及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、朝明町字猪垣2532、2532の11、2532の15、2532の29

三重県告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、多気郡多気町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を設定及び変更する旨、同町長から届出があつた。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

- 1 多気郡多気町大字兄国字天徳庵に編入する区域
 多気郡多気町大字兄国字宮ノ東45から47まで、47の2、48、48の1、49の一部、53の一部、54の一部、55、56の1、56の2、57、57の1、58から62まで、62の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字堂ノ前28の一部、29の4の一部、41の一部、41の2、41の3、42から44までの各一部、44の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字朝長字上新田南ノ坪407の一部、407の2、427の2、427の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
- 2 多気郡多気町大字兄国字宮ノ東に編入する区域
 多気郡多気町大字兄国字堂ノ前27の一部、28の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、大字朝長字上新田南ノ坪407の一部及びこの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
- 3 多気郡多気町大字兄国字堂ノ前に編入する区域
 多気郡多気町大字兄国字天徳庵63の2の一部、79の1の一部、80の一部、81の1、81の2及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字川原田86の6、86の7、87の3、87の4、88の一部、88の1、88の3、88の5、88の8の一部、89の1、89の3、89の4、97の2の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部
- 4 多気郡多気町大字兄国字平に編入する区域
 多気郡多気町大字兄国字宮ノ東50の一部、50の2の一部、51の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに52、52の1隣接する道路である国有地の全部、字堂ノ前26の1から26の6まで、26の7の一部、26の8、27の一部、28の一部、29の1の一部、29の2、29の3、29の4の一部、30の1の一部、30の2、30の3、31の1の一部、31の2、31の3、32の1の一部、32の2から32の5まで、33の1から33の5までの各一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字むんへ400の1の一部、400の2の一部、401の2の一部、402の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
- 5 多気郡多気町大字兄国字ばんばとする区域
 多気郡多気町大字兄国字平2の1の一部、2の3の一部、2の4の一部、3の1の一部、3の6の一部、4の7の一部、4の8の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字むんへ393の1、394の1、394の5、394の6、394の7、395、396の1、397の1、398の1、398の2、399、400の1の一部、400の2の一部、401の1、401の2の一部、402の1、402の2の一部、403の1、404の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

6 多気郡多気町大字兄国字川原田に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字堂ノ前33の1の一部、34の2の一部、34の3、34の4の一部、35の1、35の2、35の3の一部、35の4から35の7まで、36の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字ふせと112の1の一部、113の1の一部、115の1の一部、116の1の一部、117の1の一部、118の1の一部、120の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字いつけん221の1の一部、221の2、222の1の一部、222の2、223の1の一部、223の2の一部、224の1の一部、232の3の一部、232の4、232の5、232の6の一部、232の8及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

7 多気郡多気町大字兄国字いつけんに編入する区域

多気郡多気町大字兄国字堂ノ前26の7の一部、33の1から33の5までの各一部、34の1、34の2の一部、34の4の一部、34の5から34の11まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字平1の1の一部、1の3、1の4の一部、1の6の一部、1の7の一部、2の3の一部、3の1の一部、3の2から3の4まで、3の5の一部、3の6の一部、4の1の一部、4の3の一部、9の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字かう田233の1から233の5まで、234から237まで、238の1、238の2、239の一部、240の一部、245の一部、248の一部、249、249の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字とりうと250の1の一部、250の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

8 多気郡多気町大字兄国字かう田に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字いつけん225の1の一部、226、227の一部、228の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字曲213から215までの各一部、216の1の一部、216の2の一部、217の1の一部、217の2の一部、218の1、218の2、219の1、219の2、220の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字木ノ曲203から205までの各一部、205の1の一部、206の一部、207、208の一部、209の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字とりうと250の1の一部、253から260までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

9 多気郡多気町大字兄国字とりうととする区域

多気郡多気町大字兄国字平1の1の一部、1の2、1の4の一部、1の5、1の6の一部、1の7の一部、1の8、2の1の一部、2の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字むんハ393の2、394

の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字かな垣内384の1、384の2、388の2、389の3、391、391の1から391の5まで、392の1から392の4まで、426の2、428の5、429の1、429の2、430の1、430の2、431、431の1、431の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字岩鼻553の1の一部、557の1、字とりうと250の1の一部、250の2の一部、250の3、251の1、251の2、252、252の1、252の2、253から259までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字森ノ下366の1の一部、382の一部、383の1、383の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字高畑ヶ432の一部、432の1、433の一部、434の1の一部、434の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

10 多気郡多気町大字兄国字ふせどとする区域

多気郡多気町大字兄国字ふせと112の1の一部、112の3、113の1の一部、113の2、113の3、114の1、114の3、115の1の一部、115の2、115の4、115の5、116の1の一部、116の2、117の1の一部、117の2、117の3、118の1の一部、118の2、118の3、119の1から119の4まで、120の4、120の5の一部、120の6から120の9まで及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字川原田97の一部、97の1の一部、字いつけん221の1の一部、222の1の一部、223の1の一部、224の1の一部、225の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字備211から215までの各一部、216の1の一部、217の1の一部、217の2の一部、220の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字太田121の1、121の2、121の4から121の7まで、122の1、122の3、127の1、128の1、128の2、129の1、130の1の一部、131から134までの各一部、134の1の一部、135の一部、135の1の一部、136の一部、136の5及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

11 多気郡多気町大字兄国字曲りとする区域

多気郡多気町大字兄国字曲211から214までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字太田134の一部、134の1の一部、135の一部、135の1の一部、136の一部、136の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字木ノ曲194の一部、194の1の一部、195の一部、195の1、196の一部、196の1、197、197の1、198、198の1、199、199の1、200、200の1、201、202、203から205までの各一部、205の1の一部、206の一部、208の一部、209の一部、210及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字とりうと259から263までの各一部、263の1、264の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の

全部、字深ふ田265の1の一部、265の3の一部、265の4の一部、268の一部、269の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

12 多気郡多気町大字兄国字高畑とする区域

多気郡多気町大字兄国字とりうと257から264までの各一部、264の1及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字深ふ田265の1から265の4までの各一部、268の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字森ノ下366の1の一部、376の一部、377の一部、378から381まで、381の1、382の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字高畑ヶ432の一部、433の一部、434の1の一部、434の2の一部、435の1、435の2、436の1の一部、436の2、437、438、438の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字宮ノ前439の一部、439の2、440の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字岩鼻553の1の一部、字宮ノ西512の2の一部、512の3の一部、514の2

13 多気郡多気町大字兄国字たこりとする区域

多気郡多気町大字兄国字太田130の1の一部、131から135までの各一部、135の1の一部、136の一部、136の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字下たこり137、137の2の一部、138の1、138の2、139、140、141の1、142の1、143、143の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字上たこり146の1、147の1、148の1、149の1、150の1、153の1、153の2、154の1、157、157の1、158の1、159の2、160の2、161の2、162の2から162の4まで、163の2、163の3、164の1、165、165の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字木ノ曲181の一部、183の一部、184の一部、186の一部、188の1の一部、189の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字あふ172の1、172の2の一部、172の3、173から180までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字みとろ166の2の一部、166の3、167の2の一部、167の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

14 多気郡多気町大字兄国字木ノ曲に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字太田136の一部、136の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字下たこり137の2の一部、字深田268から275までの各一部、276、277、278の一部、283の一部、284の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部

15 多気郡多気町大字兄国字森ノ下に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字深ふ田265の2の一部、265の3の一部、268の一

部、270から275までの各一部、278の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、字高畑ヶ436の1の一部、438の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字宮ノ前439の一部、440の1、440の2、440の3の一部、440の4、441の1、441の2、442、442の1、443、443の2、444、445の1の一部、445の2の一部、446及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字楠木垣内447の一部、451の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字宮ノ西511の2、511の3、512の2の一部、512の3の一部、512の4及び511に隣接する道路である国有地の全部、字大世古508の一部、508の1の一部、509の1の一部、509の2の一部、510の1、510の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

16 多気郡多気町大字兄国字あふに編入する区域

多気郡多気町大字兄国字木ノ曲181の一部、182、183から186までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字深ふ田278の一部、279、279の1、280、281、281の1、282、283の一部、283の2、284の一部、285、285の2及びこれらの区域に介在する国有地の全部、字森ノ下367の一部、368の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字笹井原286の一部、287の一部、288から290まで、291の一部、294から301までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

17 多気郡多気町大字兄国字楠木垣内に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字森ノ下366、366の1の一部、366の2、367の一部、368の一部、369、370、371の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字笹井原301の一部、302の1の一部、302の2の一部、303の一部、365の一部、365の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字松本362の一部、363の一部、364の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字宮ノ前445の1の一部、445の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大世古508の一部、508の1の一部、508の2、508の3、509の1の一部、509の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字山ノ下826の一部に隣接する道路である国有地の全部

18 多気郡多気町大字兄国字笹井原に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字あふ172の2の一部、173から177までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字みとろ166の2の一部、167の2の一部、167の3の一部、168の2、168の3、169の

2、169の3、170の2、170の3、171、304の2から304の5まで、305の2、305の3、305の5、306の2、306の3、307の2、307の3、308の2、308の3、309の2、309の3、310の2から310の4まで、312の2から312の4まで、313の2、313の3、314の2から314の4まで、315の2から315の4まで、316の2、316の3、316の5、317の2、317の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字高寺333の2から333の5まで、334の2から334の4までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

19 多気郡多気町大字兄国字松本に編入する区域

多気郡多気町大字兄国字笹井原302の1の一部、302の2の一部、303の一部、365の一部、365の1の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、字楠木垣内455の一部、456の一部、456の2の一部、460の一部、460の1の一部、461の一部、462の一部、462の2の一部、及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字高寺334の2から334の4までの各一部、335の2、335の3、336の2、336の3、347の2、348の3から348の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字山ノ下826の一部、827、833、834の一部に隣接する道路である国有地の全部

三重県告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出があつた。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

四日市市大字泊村字園井ヶ腰に編入する区域

四日市市大字大治田字乞食谷1455の2、1455の3、1455の6から1455の9まで、1455の11から1455の16まで、1455の18、字宗左衛門谷1456の2、1456の3

三重県告示第53号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により、次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされた。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

氏名	登録の記号及び番号	登録年月日
佐久間 徹	三 医 7261	57.1.18
	三 国医 7261	
奥田 桂子	三 医 7262	57.1.18
	三 国医 7262	
水谷 あつ子	三 薬 1307	56.12.24
	三 国薬 1307	
小林 道子	三 薬 1308	56.12.28
	三 国薬 1308	

三重県告示第54号

三重県木材業者及び製材業者登録条例（昭和41年三重県条例第2号）第6条第1項の規定により、次のとおり木材業者及び製材業者を登録した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

「次」は、省略し、木材業者及び製材業者登録簿を農林水産部林業事務局林政課に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊勢市浦口町字中谷802、822、二俣町字矢畑469、484・字東方所561・564の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、576、辻久留町字南尾541、550の1、562の1、564の1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中谷802・822・字矢畑469・484（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字東方所561、564の1、576・字南尾541・550の1・564の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南勢志摩地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第56号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めたるため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る特定第2号漁業者調書は、当該区域に属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
神島区域 (神島漁業協同組合) の地区	雑一本釣漁業	鳥羽市神島町	岡田安蔵 藤原藤三 小久保清次郎
有滝区域 (有滝漁業協同組合) の地区	船びき網及び 底びき網漁業	伊勢市有滝町	三宅太兵衛 三宅忠男 西端音松
安乗区域 (安乗漁業協同組合) の地区	沿岸釣りほえ なわ漁業	志摩郡阿児町安乗	片山元市 仲野庄一 三橋 亘
古江区域 (古江漁業協同組合) の地区	雑一本釣漁業	尾鷲市古江町	大川寿佐夫 小川 豪 大川 通安
遊木浦区域 (遊木浦漁業協同組 合の地区)	沿岸釣りほえ なわ漁業	熊野市遊木町	田中米光 坂口松彦 大川貞夫

三重県告示第57号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第3項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めたるため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る特定第3号漁業者調書は、当該区域の属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
香良洲区域 (香良洲漁業協同組 合の地区)	機船船びき網 漁業(10トン 以上20トン未 満の漁船によ るものをいう。)	一志郡香良洲町	鮎戸徳雄 太田増洋 丸山新佐衛門

三重県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市安場字田端3255～1番地先から	旧	6.50～10.40	108.00
上野市安場字田端3202～4番地先まで	新	8.10～10.40	108.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大山田伊賀上津停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名賀郡青山町大字北山字宮下1349～1番地先から	旧	5.50～7.50	42.20
名賀郡青山町大字北山字宮下1345～1番地先まで	新	6.00～10.70	42.20

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
阿山郡島ヶ原村字殿川6404~1番地先から		旧	8.50~13.50	180.00
阿山郡島ヶ原村字子ヶ谷6243~2番地先まで		新	10.50~13.50	180.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上友田円徳院線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
阿山郡阿山町大字川合字市場845番地先から		旧	5.30~16.00	117.70
阿山郡阿山町大字川合字溝田官有無番地(川合橋左岸詰)まで		新	8.10~16.00	117.70

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野阿保白山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市下神戸1180番地先から		旧	6.60~7.00	57.00
上野市下神戸1180番地先まで		新	8.00~10.00	57.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
久居市稲葉町字北出1736~5番地先から		旧	6.00~9.50	100.00
久居市稲葉町字北出1694~1番地先まで		新	8.50~14.00	100.00

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字小原字欠淵99~4番地先から		旧	4.00~7.50	140.00
一志郡嬉野町大字小原字欠淵86~1番地先まで		新	4.00~20.50	140.00

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田光四日市線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字強原字北沢2261番地先から		旧	5.90~9.70	245.50
三重郡菰野町大字池底字北沢541番地先まで		旧 新	7.50~11.00	237.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畔崎浦村鳥羽港線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市浦村町字ムロサキ1414~6番地先から		旧	4.20~6.80	43.50
鳥羽市浦村字ムロサキ1414~6番地先まで		新	6.50~19.70	43.50

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 的矢大王線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡大王町名田字柿の木1237~2番地先から		旧	4.00~7.20	714.00
志摩郡大王町名田字蟹田733~2番地先まで		新	9.20~27.20	755.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 的矢大王線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡磯部町三ヶ所字今里337~4番地先から		旧	3.40~6.60	100.00
志摩郡磯部町三ヶ所字今里337~1番地先まで		新	4.20~7.60	100.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿田和停車場海線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町阿田和字寺前	1908～2番地から	旧	4.00～5.00	300.00
南牟婁郡御浜町阿田和字小藪	1984～5番地まで	新	5.00～12.00	300.00

第13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊北港小俣線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市西豊浜町字出雲	231～3番地から	旧	8.00～13.00	140.00
伊勢市西豊浜町字出雲	181～1番地まで	新	8.00～24.00	226.50

第14

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 309号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市五郷町大字寺谷字起ノ谷	283番地から	旧	4.00～17.00	690.00
熊野市五郷町大字寺谷字大年	389～1番地まで	新	8.00～18.00	690.00

第15

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土屋原飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯高町大字波瀬字堂之谷	101番地先から	旧	3.80～5.00	35.00
飯南郡飯高町大字波瀬字鶴尾垣内	86～1番地先まで	新	4.00～9.50	35.00

第16

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀伊長島飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字神滝字寺ノ下	タ420～1番地 から	旧	4.80～20.60	132.00
多気郡宮川村大字神滝字大和谷	417～4番地 まで	新	9.60～25.40	132.00

第17

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯高清滝大宮線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字清滝字上ヶ野	329～1番地先 から	旧	4.40～10.80	79.50
多気郡宮川村大字清滝字西沖	304～1番地先 まで	新	7.30～17.50	79.50

第18

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀伊長島飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字滝谷字雲母谷	252～2番地先 から	旧	5.80～15.40	139.00
多気郡宮川村大字滝谷	ウトギ256～2番地先 まで	新	6.40～17.20	139.00

第19

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪度会線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡多気町大字東池上字丸山	645～1番地 から	旧	5.40～7.20	69.00
多気郡多気町大字東池上字丸山	647～2番地 まで	新	5.40～9.60	69.00

第20

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐原勢和松阪線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡勢和村大字車川字井戸ノ	上79番地先 から	旧	3.50～9.50	82.00
多気郡勢和村大字車川字垣内尻	77～1番地先 まで	新	5.00～14.00	82.00

第21

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古江小片野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市小片野町字桐ヶ久保1166~1番地先から		旧	4.00~7.00	113.50
松阪市小片野町字吉野291~1番地先まで		新	4.00~7.00	113.50
松阪市小片野町字桐ヶ久保1165~1番地先から		新	10.80~33.00	102.50
松阪市小片野町字桐ヶ久保1214~1番地先まで				

第22

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯南町大字上仁柿字松屋3382~1番地先から		旧	3.00~18.00	517.00
飯南郡飯南町大字上仁柿字足手ヶ広9番地先まで		新	7.50~26.00	595.00

第23

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市小片野町字桐ヶ久保1218~1番地先から		旧	12.20~13.60	134.00
松阪市小片野町字新田1453~1番地先まで		新	13.20~16.00	134.00

第24

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪久居線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市船江町上大垂237~1番地先から		旧	5.00~19.00	843.00
松阪市出曲町字浦沖1378~2番地先まで		新	9.40~26.80	843.00

第25

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 紀伊長島飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字栗谷字トノ切169番地先から		旧	4.00~8.40	90.00
多気郡宮川村大字栗谷字トノ切179~2番地先まで		新	8.40~11.00	90.00

第26

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村丹生俣字横谷2083~1番地先から		旧	4.00~5.60	72.00
一志郡美杉村丹生俣字平生1488番地先まで		新	4.00~8.50	72.00

第27

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 太郎生伊勢八知停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村八知字うの目口4427~2番地先から		旧	4.50~8.30	56.50
一志郡美杉村八知字相戸4449~2番地先まで		新	6.30~9.00	56.50

第28

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八知下多気一志線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下多気字耕作3229~33番地先から		旧	7.00~20.50	63.00
一志郡美杉村下多気字耕作3226~2番地先まで		新	10.50~21.00	63.00

第29

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多度員弁線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡員弁町大字大泉新田字野瀬40～3番地から		旧	5.80～8.20		146.00
員弁郡員弁町大字北金井字北石佛1868～2番地まで		新	5.80～12.00		146.00

第30

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名北勢線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡員弁町大字大泉新田字野瀬43～6番地から		旧	11.50～29.60		136.20
員弁郡員弁町大字北金井字北石佛1873～3番地まで		新	11.80～29.60		136.20

第31

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南濃北勢線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡北勢町大字阿下喜字舞野2599～13番地から		旧	7.00～13.50		71.00
員弁郡北勢町大字阿下喜字舞野2599～11番地まで		新	7.80～14.40		71.00

第32

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名北勢線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡員弁町大字上笠田字茶屋ヶ下1678番地先から		旧	9.50～15.20		52.00
員弁郡員弁町大字字野字屋敷371～5番地先まで		新	11.00～16.20		52.00

第33

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名北勢線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡東員町大字六把野新田字太田133～1番地先から		旧	8.20～20.00		710.50
員弁郡東員町大字鳥取字下野126～2番地先まで		新	11.40～20.00		710.50

第34

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡北勢町大字阿下喜字樋之口182～2番地から		旧	6.20～12.00		1494.90
員弁郡藤原町大字志札石新田字白瀬野1657番地まで		新	6.20～12.00		1494.90
			16.80～51.50		1473.00

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

三重県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 津上野線	津市大字殿村字惣作68～4番地から 津市大字殿村字惣作57～1番地まで	昭和57年2月2日
県道 穴倉南神山津線	安芸郡安濃町大字前野字大領159番地から 安芸郡安濃町大字前野字大領129番地まで	昭和57年2月2日
県道 亀山白山線	安芸郡安濃町大字草生3153番地から 安芸郡安濃町大字草生3129番地まで	昭和57年2月2日
県道 木沢本町采女線	四日市市堂ヶ山町字大野塚1925～1番地先から 四日市市堂ヶ山町字大塚谷174～1番地先まで	昭和57年2月2日
県道 小林鹿間線	四日市市鹿間町字大垣外714番地先から 四日市市鹿間町字小垣外829～1番地先まで	昭和57年2月2日
県道 鈴鹿宮妻峽線	四日市市和無田町字南荒野970～1番地先から 四日市市和無田町字南荒野970～2番地先まで	昭和57年2月2日
県道 小林鹿間線	四日市市鹿間町字小垣外793～1番地先から 四日市市鹿間町字中屋敷201番地先まで	昭和57年2月2日
県道 大山田伊賀上津停車場線	阿山郡大山田村大字広瀬字林仙476～2番地先から 阿山郡大山田村大字広瀬字林仙470～2番地先まで	昭和57年2月2日

県道 赤目滝線	名張市赤目町檀字大垣内25～1番地先から 名張市赤目町丈六字東435～3番地先まで	昭和57年2月2日
県道 大山田伊賀上 津停車場線	名賀郡青山町大字北山字宮下1349～1番地 先から 名賀郡青山町大字北山字宮下1345～1番地 先まで	昭和57年2月2日
県道 上野阿保白山 線	上野市下神戸1180番地先から 上野市下神戸1180番地先まで	昭和57年2月2日
県道 豊北港小俣線	伊勢市西豊浜町字出雲231～3番地から 伊勢市西豊浜町字出雲181～1番地まで	昭和57年2月2日
県道 紀伊長島飯高 線	北牟婁郡紀伊長島町大字東長島字角田1314 ～2番地先から 北牟婁郡紀伊長島町大字島原字東通769～ 1番地先まで	昭和57年2月2日
県道 桑名北勢線	員弁郡員弁町大字上笠田字茶屋ヶ下1678番 地先から 員弁郡員弁町大字字野字屋敷371～5番地 先まで	昭和57年2月2日
県道 南濃北勢線	員弁郡北勢町大字阿下喜字無野2599～13番 地から 員弁郡北勢町大字阿下喜字無野2599～11番 地まで	昭和57年2月2日
県道 多度員弁線	員弁郡員弁町大字大泉新田字野瀬40～3番 地から 員弁郡員弁町大字北金井字北石仏1868～2 番地まで	昭和57年2月2日
県道 桑名北勢線	員弁郡員弁町大字大泉新田字野瀬43～6番 地から 員弁郡員弁町大字北金井字北石仏1873～3 番地まで	昭和57年2月2日

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か
月間縦覧に供する。



三重県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定に
よる政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のと
おり告示する。

昭和57年2月2日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

1 政治団体の設立届出事項

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党三重県 傷痍軍人会支部	浅井 義信	村田 利雄	津市桜橋2丁目118	

自由民主党三重県 井本 伊助 池田 一良 熊野市木本町608
地方議会議員紀南
地区連絡協議会

政経文化研究会 矢田太計司 中嶋 寛 四日市市平尾町114
天花寺充を育てる 天花寺 功 前川 九己 一志郡白山町大字二本木761
会

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧
安藤昇後援会	会計責任者	伊藤 清一	社頭 道夫
喜久友会	代表者	岩 脇 文 郎	堀内 正 郎
喜久友会	会計責任者	森 下 隆 夫	堀 堯 春
喜久友会	事務所の所在地	一志郡白山町大 字南家城623-1	一志郡白山町大 字川口1211-1
全国不動産政治 連盟三重県本部	事務所の所在地	津市上浜町1- 6-1	津市桜橋1-31
中井榮五後援会	会計責任者	東 修	関 長 男
中村信夫後援会	代表者	渡 辺 稔	中 川 颯 治
中村信夫後援会	会計責任者	前 川 昌 久	若 林 有
中村信夫後援会	事務所の所在地	四日市市北条町 3-15	四日市市八千代 台1-1-73

三重県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団
体の解散の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示す
る。

昭和57年2月2日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

政治団体の名称	解散年月日
国分鉄翁後援会	昭和56年11月18日
近藤清九郎を励ます会	昭和56年12月31日
中山岩男を励ます会	昭和56年12月20日

三重県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団
体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

昭和57年2月2日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 国分鉄翁後援会

報告年月日 昭和56年11月24日

1 収入総額	191,580円
2 支出総額	191,580円
3 翌年への繰越額	0円
4 収入の内訳	
前年からの繰越額	191,580円
合計	191,580円
5 支出の内訳	
政治活動費	191,580円
組織活動費	191,580円
合計	191,580円

政治団体の名称 近藤清九郎を励ます会

報告年月日 昭和57年1月8日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円
4 収入・支出の内訳	
該当なし	

政治団体の名称 中山岩男を励ます会

報告年月日 昭和56年12月25日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円
4 収入・支出の内訳	
該当なし	

三重県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による指定団体の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和57年2月2日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

指定団体の届出事項

届出をした者の氏名	公職の種類	指定団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名氏
斎藤 十朗	参議院議員 (現職)	斎藤十朗後援会 連合会	津市西丸之内6-17	三谷 祇賀
坂口 力	衆議院議員 (候補者等)	坂口 力後援会	久居市野村町372-119	森 正也
坂口 力	衆議院議員 (候補者等)	坂口力と健康を 守る会	津市大門10-6	増井 市郎
中井 治	衆議院議員 (現職)	中井ひろし後援 会	上野市丸之内128-1	角 舎利
工藤喜九男	三重県議会議 員 (現職)	喜 久 友 会	一志郡白山町 大字南家城623-1	岩脇 文郎
永田 博	三重県議会議 員 (現職)	永田 博 後援会	津市新町1-7-40	三宅 克也
吉垣 照男	三重県議会議 員 (現職)	吉垣てるお後援 会	四日市市小古曾町 5-23-7	小坂 博幸



三重県公安委員会告示第5号

道路交通法の規定に基づく交通規制等（昭和45年三重県公安委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

昭和57年2月2日

三重県公安委員会委員長 安西三四生

桑名警察署の項別表第1 94の欄の次に次のように加える。

95	桑名市和泉591番地先市道城南中央線と市道泉江場線の交差点	城南出張所前交差点
----	-------------------------------	-----------

桑名警察署の項別表第3中

市道 286和泉江場線	桑名市和泉269番地の1先 (城南小学校前)	1	無
----------------	---------------------------	---	---

を。

市道 286和泉江場線	桑名市和泉691番地先 (城南出張所前交差点)	3	有
----------------	----------------------------	---	---

に改める。

桑名警察署の項別表第10中

172	桑名市和泉 208 番地先市道城南中央線と市道萱町小泉線の交差点 (桑名市農協城南支所前)	西詰から入る車両	"
173	桑名市和泉 691 番地先市道城南中央線と市道城南南部第1号線および市道南部8号線の交差点 (スズキ自動車前)	南詰及び北詰から入る車両	"

を

172	削	除	
173	桑名市和泉 691 番地先市道城南中央線と市道城南南部第1号線および市道南部8号線の交差点 (スズキ自動車前)	南詰及び北詰から入る車両	終日

に改める。

桑名警察署の項別表第26中

28	市道 和泉江場線	桑名市和泉269番地の1先 (城南小学校前)	"	1	"	"
29	市道 蓮花寺1号線	桑名市大字蓮花寺644番地の24先 (松岡泰郎方前)	"	2	"	"

を

28	市道 和泉江場線	桑名市和泉691番地先 (城南山農研前交差点)	"	3		有
29	市道 蓮花寺1号線	桑名市大字蓮花寺644番地の24先 (松岡泰郎方前)	"	2	"	無

に改める。

四日市南警察署の項別表第1 191の欄の次に次のように加える。

192	四日市市六名町字中山1081番地先広域営農団地農道 (ミルク道路)と県道水沢本町采女線の交差点	大協石油堂ヶ山給油所前交差点
-----	--	----------------

四日市南警察署の項別表第3中

474	四日市市六名町字中山1081番地先 (石民石材店前)	"	2	無
-----	-------------------------------	---	---	---

を

474	四日市市六名町字中山1081番地先 (大協石油堂ヶ山給油所前交差点)	"	2	有
-----	---------------------------------------	---	---	---

に改める。

四日市南警察署の項別表第10中

1073	四日市市六名町字中山1081番地先広域営農団地農道 (ミルク道路)と県道水沢本町采女線の交差点 (石民西交差点)	南詰及び北詰から入る車両	"
1074	四日市市山田町767番地先広域営農団地農道 (ミルク道路)と県道小林鹿間線の交差点 (旧三鈴中学校東)	東詰及と北詰から入る車両	"

を

1073	削	除	
1074	四日市市山田町767番地先広域営農団地農道 (ミルク道路)と県道小林鹿間線の交差点 (旧三鈴中学校東)	南詰及び北詰から入る車両	終日

に改める。

四日市南警察署の項別表第26中

102	県道 水沢本町采女線	四日市市六名町字中山1081番地先 (石民石材店前)	"	2	"	"
103	市道 稲葉町内部線	四日市市西浦二丁目3番14号先 (四日市税務所西交差点)	"	1	"	有

を

102	県道 水沢本町采女線	四日市市六名町字中山1081番地先 (大協石油堂ヶ山給油所前交差点)	"	2	"	有
103	市道 稲葉町内部線	四日市市西浦二丁目3番14号先 (四日市税務所西交差点)	"	1	"	"

に改める。

亀山警察署の項別表第1 30の欄の次に次のように加える。

31	鈴鹿郡関町大字古厩11番地先県道津関線と南部農道の交差点	貝羽ゴム前交差点
----	------------------------------	----------

亀山警察署の項別表第3 783の欄の次に次のように加える。

784	県道 津関線	鈴鹿郡関町大字古厩11番地先 (貝羽ゴム前交差点)	"	3	有
-----	--------	------------------------------	---	---	---

亀山警察署の項別表第26 30の欄の次に次のように加える。

31	県道 津関線	鈴鹿郡関町大字古厩11番地先 (貝羽ゴム前交差点)	"	3	"
----	--------	------------------------------	---	---	---

鈴鹿警察署の項別表第1 118の欄の次に次のように加える。

119	鈴鹿市下大久保町2689番地の1先国道1号と市道木田下大久保線の交差点	大谷町交差点
-----	-------------------------------------	--------

鈴鹿警察署の項別表第3中

1	国道1号	鈴鹿市大久保町2689番地の1先 (自由ヶ丘交差点)	交差点	4	有
---	------	-------------------------------	-----	---	---

を

1	国道1号	鈴鹿市下大久保町2758番地の126先 (自由ヶ丘交差点)	交差点	4	有
---	------	----------------------------------	-----	---	---

に改め、同表395の欄の次に次のように加える。

396	国道1号	鈴鹿市下大久保町2689番地の1先 (大谷町交差点)	"	4	有
-----	------	-------------------------------	---	---	---

鈴鹿警察署の項別表第10中

1	鈴鹿市下大久保町2689番地の1先国道1号線と市道下大久保大谷線の交差点 (村木 忠方前)	東詰及び西詰から 入る車両	終 日
2	鈴鹿市石薬師町字北町1483番地先市道三反田本町線と国道1号線の交差点 (旧道との交差路)	南詰から入る車両	"

を

1	削	除	
2	鈴鹿市石薬師町字北町1483番地先市道三反田本町線と国道1号線の交差点 (旧道との三差路)	南詰から入る車両	終 日

に改める。

鈴鹿警察署の項別表第26 66の欄の次に次のように加える。

67	国道1号	鈴鹿市下大久保町2689番地の1先 (大谷町交差点)	"	2	"	有
----	------	-------------------------------	---	---	---	---



土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、小向土地改良区の設立認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間

昭和57年2月2日から同月23日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、笠松井土地改良区から申請のあつた新規土地改良事業(農村総合整備モデル事業三雲地区排水路整備)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

昭和57年2月2日から同月23日まで

3 縦覧の場所

三雲村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、木曾岬村営土地改良事業(地域農政整備事業源緑輪中地区排水路)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和57年2月2日から同月23日まで

3 縦覧の場所

木曾岬村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、裏川土地改良区(一志郡一志町大字波瀬)の定款変更を昭和57年1月26日認可した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津市営土地改良事業（団体営ほ場整備事業分部地区）を昭和57年1月25日認可した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、嬉野町営土地改良事業（土地改良総合整備事業黒野地区用排水路及び農道整備）を昭和57年1月25日認可した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項第2号の規定により、楚原溜土地改良区（員弁郡員弁町）の解散を昭和57年1月25日命令した。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業多気地区第3換地区の換地処分をした。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

次の公用財産の用途を廃止する。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

砂防設備

第1

1 所在地

名賀郡青山町別府字大沢859番の2,888番の16、888番の17及び888番の21

2 種類、数量及び単位

種類	数量	単位
山腹工	0.160	ヘクタール

第2

1 所在地

名賀郡青山町別府字大沢888番の18及び906番の9

2 種類、数量及び単位

種類	数量	単位
山腹工	0.100	ヘクタール

第3

1 所在地

名賀郡青山町別府字宮ノ谷786番及び788番の1

2 種類、数量及び単位

種類	数量	単位
山腹工	0.130	ヘクタール

第4

1 所在地

名賀郡青山町阿保字西ヶ森1916番、1917番、1918番、1919番、1931番の1、1931番の2及び1933番の1

2 種類、数量及び単位

種類	数量	単位
山腹工	0.050	ヘクタール

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の規定により既設県営住宅空家補充（昭和57年4月1日から同年9月30日までに空家が生じた場合の補充）入居希望者の募集を次の要領により行う。

昭和57年2月2日

三重県知事 田川亮三

1 受付の期間及び時間

昭和57年2月15日（月）から同月27日（土）までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。）

2 入居申請の受付場所

入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課

3 入居申請資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかで、同居親族（婚姻予約者を含む。）があること。ただし、特定の住宅に限り、身体障害者等であれば、単身でも可とする。

(2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。（外国人登録をしている者は、三重県内に2年以上居住していること。）

(3) 公営住宅法施行令に規定する月収があこと。

4 その他

詳細についての問い合わせは、入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課又は県土木部建築課にすること。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和57年2月2日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 期 間 昭和57年2月15日（月）午前10時から
- 2 場 所 津市栄町 三重県合同ビル6階 第3会議室
- 3 被聴聞者 生川商会 代表者 生 川 信 夫
- 4 聴聞事項 宅地建物取引業法第15号第3項及び第9条違反について

第2

- 1 期 日 昭和57年2月15日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 津市栄町 三重県合同ビル6階 第3会議室
- 3 被聴聞者 株式会社コートク 代表者 山 本 富四郎
- 4 聴聞事項 宅地建物取引業法第32条違反について

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,400円

1箇年 16,800円

昭和57年2月2日印刷発行

津市広明町13番地

印刷 三重県総務部学事文書課